

私立学校施設の耐震改修状況等調査要領

(様式 2 - 2 - 1)

本調査は、私立学校施設の耐震化や屋内運動場等の吊り天井等の状況、非構造部材の耐震点検・耐震対策等の現状等について把握し、私立学校施設整備に関する基礎資料とするとともに、政府の施策等における私立学校施設に係る対策の進捗を確認すること、また質問等があった際には本調査結果を基に回答する等、大変重要なものです。

なお、調査結果については、都道府県ごとや特定の地域ごとに集計した後、文部科学省ホームページ等で公表する予定ですが、各学校個別の状況を公にすることはありません。

今回の調査は、これまで別々に行っていた調査の調査項目を、整理・集約のうえ、調査票を統合することで回答に係る負担軽減等を図っております。

なお、統合した調査票上部に、関連する前回調査名を参考に記載しています。

＜参考＞集約した調査等（全て R6 年度に前回調査を実施）

耐震改修状況等（R6）、非構造部材の耐震点検・耐震対策状況（R6）、教室等のエアコン整備状況（R6）、

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（R6）

I. 共通 ※昨年度調査の様式 2-2-1 に該当します。 ※各学校において作成

回答は、本要領によるほか、Q&A や要領中に記載している資料（リンク付き）を参考として、単線で囲われているセルは該当する名称、数値等を記入し、二重線で囲われたセルはプルダウンから該当する項目を選択してください。

また、建物名、建築年（和暦）、構造区分、面積などの基礎情報は変わっていないかと思しますので、昨年度調査への回答を踏まえたうえで記入するようにしてください。

【調査時点】

令和 7 年 4 月 1 日現在

(1) 担当欄

本調査の御担当について、必要事項を記入してください。

(2) 学校名

令和 7 年 4 月 1 日現在で開学している私立の**幼稚園**（学校法人立・学校法人立以外（財団法人立、社団法人立、宗教法人立、その他の法人立及び個人立））、**小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校**（以下、「学校」という）名を記入してください。※分校は 1 校として扱います。

(3) 学校コード <追加>

文部科学省が設定した学校コードを記入してください。

[文部科学省 学校コードに基づく学校コード検索](#)

(4) 建物名

学校が保有している建物の名称を記入してください。（学校側で確認しやすい名称でかまいません。）

なお、回答対象の建物が無い学校はその旨（全て借用であり調査対象の建物が無い等（次ページ「重要」参

照) や、主に使用している別の学校として回答している等) を記入し、これ以降の設問には回答不要です。

<留意事項>

※**複数の建物は「A・B棟」のように一括計上せず、「A棟」「B棟」と分けて記入してください。**

例えば、口の字型の建物では、エキスパンションジョイント等で連結している場合であっても、**各建物がそれぞれ独立している場合があります。**その場合は、**建物ごとに記入してください。**

※幼稚園と小学校など、**異なる複数の学校種が同一校舎を利用している場合は、便宜上、在籍生徒数の多い学校種のみ**に計上することとします。**二重計上をしないようご注意ください。**

※行が不足する場合は、Excel の **14 行目から 31 行目の間で既存の行をコピーし、挿入**してください。

(行の挿入以外の、データの改変(セルの結合、列の追加、シート名の変更など)は行わないでください。

※記述欄の記載にあたっては、**関数を使用しない**でください。

重要 以下に該当するものは**調査対象外**のため、調査様式に**記入しない**でください。

- **保有する学校施設以外の建物**を、**一部借用**又は**一時使用**している場合
- **仮設校舎**
- 児童生徒・教職員等が日常的に使用していない建物(倉庫や機械室、**法人本部棟**等)
- 調査時点において使用されていない建物(いわゆる休校中(休園中)の学校、取り壊し予定で使用停止中)

(5) 建築年(和暦)

建物の建築年として該当する元号で選択し、和暦を記入してください。

※増築をしている場合(構造上一棟のものに限る)も、最初に建築された年を記入してください。

(6) 区分

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築確認された建物については「**旧**」を選択し、**昭和56年6月1日以降**に建築確認された建物については、「**新**」を選択してください。なお、建築年月日の詳細が不明な場合、昭和56年度(1981年度)末までに建築された建物は「**旧**」を選択してください。

(7) 建物区分

次の建物の種類表のうち、該当するものを選択してください。

建物の区分	対象となる建物
校舎 又は 園舎	学習及び学校の管理運営を行うための中心的施設であり、児童生徒等が授業で使用する又は生活する建物が該当。専用講堂(固定椅子等があつて、体育の用に供しえないもの)を含む。 ただし、屋内運動場に附属するクラブ活動室、児童生徒地域交流施設(集団宿泊研修等を行うための施設)、地域・学校連携施設、部室(部活動のための施設)を除く。
屋体	屋内で運動を行うための施設。体育館、クラブ活動室(屋内運動場に附属するものに限る。)、へき地集会室(へき地学校又は離島学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設。)、講堂(専用講堂を除く。)、武道場及び屋内プールを含む。
寄宿舎	幼児、児童、生徒及び学生の寄宿のための施設。(職員用は除く。)
その他	上記以外の建物。(法人部門のみの建物は除く。)

<留意事項>

同一の建物において、例えば1階を校舎として使用し、2階を体育館として使用している建物がある場合、当該建物の台帳上の用途や登記時の使用目的に照らし合わせて、区分を選択してください。

なお、増改築を行っている場合、見かけ上は1棟ですが、耐震診断時に別棟扱いとなることがあります。その場合はそれぞれ別棟として回答してください。

(例) 校舎A(既設部分)、校舎A(増築部分)

(8) 学校種

設置している学校種のうち、当該建物を主に使用している学校種(複数の学校種で共用している場合は、在席生徒数が一番多い学校種等)を選択してください。

【幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校】

(9) 構造区分

設置している建物の主な構造を選択してください。

区分	
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
RC	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨構造
W	木造
その他	上記以外又は不明。

(10) 延床面積

建物の保有面積を㎡単位で記入してください。

小数点第3位以下の値は見かけ上四捨五入され、小数点第2位まで表示されます。

(11) 階数

設置している建物のうち、該当する項目を選択してください。

なお、例えば、地上3階地下1階の建物の場合は、「3階建て」を選択してください。

(12) **指定避難所等指定の有無<追加>**

設置している建物が、該当する項目を選択してください。

1. 有(指定避難所)
2. 有(指定福祉避難所)
3. 有(指定緊急避難場所(一次滞在施設))
4. 無し

(13) **文化財指定の有無<追加>**

設置している建物が、該当する項目を選択してください。

文化財とは、国又は地方公共団体等から、重要文化財や登録有形文化財等に指定、登録又は選定されているものを言います。

(14) **所在地 都道府県市町村<追加>**

設置している建物の所在地を記入してください。

番地以降は不要です。（例：〇〇県△△市）

(15) 特定地域<追加>

設置している建物の所在地として、各地域について該当する項目を選択してください。

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域
- ・首都直下地震緊急対策区域
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ・半島振興対策実施地域
- ・離島振興対策実施地域
- ・奄美群島
- ・小笠原群島

(16) 建物状況<追加>

設置している建物の状況で、該当する項目を選択してください。

使用中（対象）	児童生徒・教職員等が日常的に使用している棟
一時不使用（対象外）	何らかの理由により一時的に不使用としているが、今後、使用する予定がある棟
耐震補強工事中 （対象外）	建物から全ての使用者が一時退出し、1棟全体を耐震補強等の工事を行っている棟（完了後は使用予定）

※「使用中（対象）」以外を選択した場合は、以降の設問は対象外となります。（過去の回答内容が記載されていても構いません。）

※建物を使用しながら、耐震補強工事中を実施（居ながら改修）している場合は、「使用中」を選択してください。

Ⅱ. 耐震改修状況 ※昨年度調査の様式 2-2-1 に該当します。

【調査対象施設】

保有施設のうち、**仮設・賃貸物件を除いた非木造の2階建以上又は非木造の延床面積200㎡超の建物**を対象とします。

※各学校が保有している建物のうち、調査対象となる全ての建物において、全項目の回答が必要です。

【その他】

昨年度調査の回答と整合が図れているか、必ず御確認ください。たとえば、昨年度調査で「耐震性なし」と回答している建物については、この1年間で耐震化（あるいは取り壊し）を行っていない限り、本年度調査においても「耐震性なし」と回答が必要です。

(1) 耐震診断

耐震診断（1次診断を含む）の実施状況を選択してください。

(2) I s 値

耐震診断の項目で「実施済」を選択した建物の I s 値（最小値）を記入してください。なお、I s 値の算出に当たっては、設置地域における地震地域係数（Z）を考慮することができます。

I s 値は、耐震診断により計算された各階・各方向の数値のうち最も小さい数値のみ記入し、「未満」や「以上」

等の記入はしないでください。

なお、Ⅰ．（６）区分の項目で「**新**」を選択した場合又は耐震診断の項目で「**未診断**」を選択した場合は、記入は不要です。

＜留意事項＞

耐震診断「実施済」と回答しているにも関わらず、Ⅰ s 値が不明と記入されている事例や耐震診断と耐力度調査等を取り違えている場合があります。ご注意ください。

（３）耐震診断未実施の主な理由

Ⅱ（１）耐震診断の項目で「**未実施**」を選択した場合は、耐震診断未実施の主な理由を以下の項目から選択してください。

- １．今後、建物を使用しなくなる予定
- ２．耐震診断費の用途が立っていない
- ３．耐震診断を行っても、その後の耐震事業費の用途が立たない
- ４．取壊し予定
- ５．耐震診断を実施中
- ６．その他（右欄に具体的な理由を必ず記入）

（４）現状の耐震性 ※非構造部材の耐震性は含みません。

Ⅰ．（６）区分の項目で「**旧**」を選択した場合、現在の耐震性の状況を以下の項目から選択してください。

- １．診断の結果、耐震性あり
- ２．耐震化実施により耐震性あり
- ３．耐震性なし
- ４．診断未実施のため不明
- ５．現在、耐震化工事を実施中

（５）耐震化予定（未使用化・取壊し含む） ※非構造部材の耐震化は含みません。

Ⅱ（４）現状の耐震性の項目で「**３．耐震性なし**」又は「**４．診断未実施のため不明**」を選択した場合、**今年度以降の耐震補強工事や改築工事等の躯体部分に係る耐震化又は未使用化・取壊しを予定している時期**を選択してください。（国庫補助等を受けるものだけでなく、自己財源で行う工事を含む。）

（６）耐震化の方法 ※非構造部材の耐震化は含みません。

Ⅱ（４）現状の耐震性の項目で「**３．耐震性なし**」又は「**４．診断未実施のため不明**」を選択した場合、耐震化の方法を以下の項目から選択してください。

- ・耐震改修（補強）
- ・耐震改築
- ・未使用化
- ・取壊し
- ・検討中（未定）
- ・予定なし

（７）現時点で耐震化未実施の主な理由

Ⅱ（４）現状の耐震性の項目で「**３．耐震性なし**」又は「**４．診断未実施のため不明**」を選択した場合、現時点で耐震化未実施の主な理由を以下の項目から選択してください。

- １．土地が狭あいで仮設校舎や建替えの用地を確保できない
- ２．事業費の目途が立っていない
- ３．現建物の使用者が移転する新建物を建設中
- ４．他の土地へ移転予定（新キャンパスなど）
- ５．他の建物の耐震補強等の実施を優先的に実施しており、その建物の耐震化を完了後に実施予定
- ６．今年度、実施予定
- ７．その他（右欄に具体的な理由を必ず記入）

Ⅲ．非構造部材の耐震点検・耐震対策状況 ※昨年度調査の様式 2-2-3 に該当します。

本項における非構造部材や耐震点検・耐震対策については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版） 地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために－耐震点検の実施－（平成 27 年 3 月 文部科学省）」及び「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版） 地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために－耐震点検の実施－（平成 27 年 3 月 文部科学省）」※（以下「[ガイドブック](#)」という。）の考え方を参考にしてください。

補足 昨年度の調査までの「**棟単位**」による回答から「**室単位**」に変更していますが、これまでも 1 棟に複数の大空間の室がある場合は、複数棟数として計上することとしていたため、考え方を変更するものではありません。

（１）屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策

【調査対象施設】

保有施設のうち、**屋内運動場、武道場、講堂、屋内プール等で大空間（高さか 6 m を超える又は面積が 2 0 0 m² を超える空間）がある室を対象**とします。

※「吊り天井等」とは、**吊り天井（高さか 6 m を超える又は面積が 2 0 0 m² を超えるもの）、照明器具、バスケットゴール**をいいます。

項 目		説 明
吊り天井を有する室数 ※高さが 6 m を超える天井又は、水平投影面積が 200 m ² を超える天井（ 特定天井に準ずる天井 、ガイドブック P43 参照）	A	吊り天井を有し、落下防止対策が必要な室数。 なお、落下防止対策が必要な建物は、屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールのうち文部科学省が 2013 年（平成 25 年）8 月 7 日（25 文科施第 201 号） に示した対象となる建物であり、以下のいずれかに該当するものを指します。 １．高さが 6m を超える天井 ２．水平投影面積が 200 m² を超える天井 ※ 天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の 1 m² 当たりの質量をいう）が 2 k g 以下の室については「吊り天井を有

項 目		説 明
		していない室（D）」に含まれます。 ※本項目は自動計算のため記入不要（A=B+C） ※吊り天井を有する建物とは、その施設の主な用途として使用されるアリーナ部分などに吊り天井を有している建物とします。よって、例えば器具倉庫や更衣室といった室は調査対象外です。 ※校舎の教室を改修し武道場や講堂として利用している場合も上記 1 又は 2 に該当すれば対象施設とします。
吊り天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策済み室数	B	A（吊り天井を有する棟数）のうち、学校法人（専門家や設計事務所等への委託を含む。以下同じ。）が「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き（平成 25 年 8 月）」（以下、「手引き」という。）等を参考にして耐震対策を実施した室数を記入してください。 ※耐震点検の結果、対策が不要である建物の棟数も含まれます。 ※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未対策であれば、C 欄（「対策未実施」）とします。 ※例えば、吊り天井等の耐震対策は終了していても工事契約が終了していない場合は「対策未実施」とします。 ※手引きにおける吊り天井の耐震対策は、以下のとおり整理します。 i）天井撤去 ii）天井の補強による耐震化 iii）天井の撤去及び再設置 iv）落下防止ネット等の設置 → D に該当 } B に該当
対策未実施の室数 （点検未実施のものや、対策を一部未実施のものを含む）	C	A（吊り天井を有する棟数）のうち、耐震点検未実施の室と耐震点検を実施し、必要な全ての対策が完了していない室の合計を記入してください。 ※必要な対策が未実施の建物には、一部を対策済であっても全ての対策が未完了のもの一部対策未実施のものを含まれます。
吊り天井を有していない室数 （令和 6 年度に吊り天井を撤去した室数を含む）	D	高さが 6 m を超える又は面積が 2 0 0 m² 超の空間で、吊り天井を有していない室数 ※本項目は自動計算のため記入不要（D=E+F） ※器具倉庫、更衣室等のごく一部のみに吊り天井を有する棟は、吊り天井を有

項 目		説 明
		していない棟数とします。 ※過去に天井を撤去した室も該当します。 ※吊り天井以外の直天井等（膜天井を含む）についても、吊り天井を有していない室に該当します。 ※天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の1平方メートル当たりの質量をいう）が2 kg以下の天井も該当します。
照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み室数	E	照明器具、バスケットゴールの全てに対して、学校法人が手引等を参考にして耐震対策を実施した室数を記入してください。 ※令和6年度中に吊り天井撤去で対策した室数も含みます。 ※耐震点検の結果、耐震対策が不要（耐震対策が実施済みと同等以上の安全性）と判断された室も含みます。
対策未実施の室数 (点検未実施のものや、対策を一部未実施のものを含む)	F	D（吊り天井を有していない棟数）のうち、耐震点検未実施の室と耐震点検を実施し、必要な全ての対策が完了していない室の合計を記入してください。 ※必要な対策の一部は対策済であっても、全ての対策が未完了の場合は、該当します。

（２）外壁等（左記以外）の非構造部材の耐震対策状況

【調査対象施設】

保有する全ての建物。ただし、Ⅰ．（４）建物名に示す調査対象外ものを除く。

※**屋内運動場等**の吊り天井以外の**非構造部材（外壁等）は本調査の対象**です。

【留意事業】

耐震点検実施状況及び、耐震対策実施状況（非構造部材の中でも、特に耐震対策が急がれる「耐震性一斉点検」等に係る対策の実施状況）を本調査の対象とします。

【基本的な考え方】

（１）耐震点検の実施

・学校教職員等による点検

学校教職員等が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校用）P19～20」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・項目等について点検することをいいます。

・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検

専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）」

P37～40」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・項目等について点検することをいいます。

※建築基準法第 12 条に基づく点検等を実施している場合においても、ガイドブックに示された項目の点検を実施していない場合は、点検未実施となります。

※専門知識を有する者とは、一級建築士、二級建築士、特殊建築物等調査資格者等を想定しています。

・**専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（耐震性点検の項目）**

専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40 のうち、点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目及び「IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等」の項目のほか、学校設置者が必要と判断した箇所・項目等について点検することをいいます。

（2）耐震対策の実施

専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による耐震点検の結果、耐震対策が必要と評価された項目について、評価の軽重に応じて、適時適切に必要な対策を実施することが必要です。

項 目		説 明
耐震点検状況	耐震点検実施の有無	G
		以下の項目から該当する項目を選択してください。 複数の点検を完了した場合は、上の項目を選択してください。 ・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（過去3年以内に実施したもの） ・専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による点検（耐震性点検の項目） ・学校教職員等による点検（過去1年以内に実施したもの） ・未点検（全ての項目の点検が完了していない場合含む） ※しゅん工後、3年以内の建物はしゅん工検査をもって耐震点検実施済とみなします。

項 目		説 明
耐震対策状況	耐震対策不要 又は実施済み	H ガイドブックの点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40のうち、 ・点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目 ・IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等の項目 ・耐震性点検に関し、学校設置者が必要と判断した項目 について、専門家（又は学校設置者内の専門知識を有する者）による耐震点検の結果、耐震対策が不要又は全ての項目の耐震対策が完了した棟は○を選択。 ※別紙の「非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリスト（例）」を参考としてください。（既存の点検表等が活用できる場合は、本チェックリストを必ずしも利用する必要はありません。） ※全ての項目の耐震対策が完了とは、別紙の「非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリスト（例）」において、全ての項目が「異常なし。対策済み」もしくは「発災時に人に重大な被害を与える恐れが低く、次回の改修時の対応でもよいもの」をいう。 ※設備機器（体育器具含む）の対策については、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成25年8月）」も参考としてください。
	耐震対策不要 又は耐震対策実施済みの学校数	I 調査対象となる全ての建物について、耐震点検が実施されて、全ての非構造部材が耐震対策が不要又は耐震対策が実施済みとなった学校 ※本項目は自動計算のため記入不要 ※学校の1棟目（B列が1の行）にのみ表示

（参考）

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

第1章 学校施設の安全の確保

（2）非構造部材の耐震化

ポイント

- 多くの学校施設において非構造部材の被害が発生した。
- 構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。
- 特に、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、外壁（外壁材）、バスケットゴールの落下防止対策を進める必要がある。
- 社会体育施設等も屋内運動場と同様の危険性があるため、天井材や照明器具等の落下防止対策を進める必要がある。

参考 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm)

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

（平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

（2）非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進

<学校設置者>

- 学校設置者は、非構造部材や落下のおそれのある構造部材について、施設の日常的な使用者である教職員による点検だけでなく、専門家による耐震点検を実施し、必要な耐震対策を実施していく必要がある。
- 特に、古い工法で設置されている非構造部材※1や、経年劣化が進行している学校施設※2については地震発生時に大きな被害につながる可能性が高いことを踏まえ、早急に点検を実施するとともに、優先順位を付けつつ計画的に老朽化対策を行っていく必要がある。老朽化対策を行う際には、学校施設は避難所ともなることを踏まえ、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、基本的な建物性能を高めて計画することが有効である。

※1：設計図書や現地調査により一斉点検を実施することが重要。

※2：点検項目によっては建築基準法第12条に基づく点検を活用することも有効。

- なお、上記の点検を実施する際には、これまでの地震における被害状況も踏まえ、鉄骨造体育館のブレース付き柱脚部、鉄筋コンクリート造体育館の柱梁と鉄骨屋根の接合部、体育館屋根面の屋根ブレースや立体トラス等、被害が生じる可能性のある箇所についても、併せて点検し、必要な対策を実施していく必要がある。

参考HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm)

Ⅳ. 教室等のエアコンの整備状況 ※昨年度調査の様式 2-2-4 に該当します。

【調査対象施設】

保有する全ての建物。ただし、Ⅰ.（４）建物名に示す調査対象外ものを除く。

【留意事業】

建物のうち、教室等の区分ごとにエアコンの整備状況等について、記入してください。

教室等区分

普通教室	通常、児童生徒等がホームルームや学級会で使用する教室
特別教室	音楽室、図書室、視聴覚室（コンピュータ室）など特定の目的のために利用する教室及び多目的室等の多様な目的のために利用する教室（準備室を含む） ※多目的室等のうち、体育館、武道場などの利用も想定している室については、「屋内運動場」に計上してください（ 二重計上することがないように注意 ）。
屋内運動場	体育館、武道場等、生徒児童等が運動に供する室
管理者室等	校長室、職員室、保健室等の通常、児童生徒等が授業で使用することを想定していない管理部門に係る室
避難所指定施設	上記区分のうち、指定避難所等として使用する室（本区分に限り、上記区分と重複して計上してください。）

整備状況等

設置室数	エアコンが 設置されている室数 を記入してください。 ※冷房のみや暖房のみの機能も計上してください。 ※個別空調やセントラル空調などの方式は問いません。 ※ストーブや扇風機等の機器は対象外です。 ※エアコン等の 台数ではありません 。
設置 予定室数	今後、エアコンを新設整備予定の教室等の総数を記入してください。 ※調査時点でエアコンが整備されている教室等におけるエアコンの更新は含みません。
保有室数	学校が所有している教室等の総数を記入してください。 ※倉庫や機械室など、通常、人の利用を想定していない（エアコンを設置する必要がない）室は対象外です。 ※ エアコンの設置室数と設置予定室数の合計ではありません （イコールになるとは限りません）。

V. バリアフリー整備状況等 ※昨年度調査（R6.11.29 付け6 高私助第 20 号）の調査 1、2 に該当します。

※幼稚園においてはこちらの調査は回答不要です。

(1) 学校施設のバリアフリー化に関する方針等

本項は、**学校としての状況**を 1 行目（調査様式の B 列が 1 の行）に、**該当する項目を選択**してください。

（以降の行は記入不要です。）

i) 学校の施設に係るバリアフリー化に関する整備計画の策定状況等について記入してください。

① 計画的に整備するための何らかの計画や方針等がある

② 計画や方針等はない

※ 「[学校施設バリアフリー化推進指針](#)」（令和 2 年 12 月）で示す既存学校施設に係るバリアフリー化に関する整備計画を念頭においています。

※ 学校としての計画等はないが、法人等としての計画等に当該学校等が含まれている場合は、法人等としての計画について回答ください。

ii) i) において「①」と答えた場合のみ、以下の各項目のうち、当該計画等における言及の有無を選択してください。

① 円滑な移動等に配慮を要する児童生徒や教職員（以下「要配慮児童生徒等」という。）の在籍状況に関すること（計画策定にあたり、現状の在籍数や将来推計等を考慮したかどうかという趣旨）

② 全体の事業量、必要となる経費に関すること

③ 重点的・優先的に対応すべき施設・設備に関すること（要配慮児童生徒等が入学等を予定している学校における整備を他の学校における整備よりも優先する、エレベーターよりもまずはバリアフリースイレ※の設置を優先する等、何らかの優先順位付けの判断がされているかという趣旨）

④ 整備目標値に関すること

⑤ 整備を行う年次計画に関すること

⑥ バリアフリースイレの設置に関すること

⑦ 敷地境界から建物の出入口までのスロープなどによる段差解消に関すること

⑧ 建物の出入口から教室等までのスロープなどによる段差解消に関すること

⑨ エレベーター等の設置に関すること

⑩ 要配慮児童生徒の入学等に応じたバリアフリー整備の推進に関すること

⑪ 整備を行う際に、障害者等、当事者の意見聴取に関すること

iii) 学校施設のバリアフリー化に関する整備計画の策定予定年度を選択してください。

① 令和 7 年度

② 令和 8 年度

③ 令和 9 年度

④ 令和 10 年度

⑤ 未定

⑥ 策定済み

iv) 学校施設における、バリアフリー化（バリアフリートイレの設置、敷地境界から教室等までのスロープ等による段差解消、エレベーター等の設置）を実施するタイミングについて、実施の有無を、**全て選択**してください。（複数選択可）

- ① 学校法人の合併や学校の統廃合・設置者変更に関する方針が決まった際にバリアフリー化を実施
- ② 学校施設の大規模改修に合わせてバリアフリー化を実施
- ③ 要配慮児童生徒の入学等に合わせて単独工事等の手段も含めバリアフリー化を実施
- ④ 新改築・大規模改修・要配慮児童生徒の入学等の予定を待たず、バリアフリー化を実施（単独工事等）
- ⑤ バリアフリー化は完了している

v) 要配慮児童生徒等の在籍状況を選択してください。

- ① 在籍している
- ② 在籍していない

（２）施設ごとのバリアフリー整備状況

施設ごとのバリアフリー整備状況について、該当する項目を選択してください。

（２－１）バリアフリートイレの整備状況

i) 学校施設におけるバリアフリートイレの整備状況について、いずれかを選択してください。

- ① １ヶ所以上、バリアフリートイレを設けている
- ② バリアフリートイレを設けていない

※ **バリアフリートイレ**とは、車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレを総称したもので、多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、**施設の用途や利用状況を勘案し、障害者等に必要個別機能トイレ**とする考え方に基づくものです。そのため、例えば、車椅子での使用ができるトイレであれば、バリアフリートイレが整備されているとすることができます。

※ 校舎と屋内運動場が一体になっており、校舎を利用する際にも屋内運動場を利用する際にも共通してバリアフリートイレが利用できるなど、容易に利用可能な状況にある場合も「１」を選択してください。

ii) **（１）v) 要配慮児童生徒等の在籍状況において「①在籍している」と答えており、かつ、i) において「②」と答えた場合のみ**、ソフト面での対応状況について、いずれかを選択してください。

- ① 特別支援教育支援員や教職員等による補助を行っている
- ② ソフト面での対応を行っていない
- ③ 補助は不要

iii) **i) において「②」と答えた場合のみ**、今後の整備予定について選択してください。

- ① 令和７年度
- ② 令和８年度
- ③ 令和９年度
- ④ 令和１０年度
- ⑤ 未定

（２－２）敷地境界から教室等までのスロープ等の整備状況

＜敷地境界から教室等のある各建物の出入口まで＞

i) 当該学校施設の敷地境界から、教室等のある全ての建物の昇降口・玄関（以下「建物の出入口」という。）までの経路におけるスロープ等の整備状況についていずれかを選択してください。

- ① 敷地境界から各建物の出入口までのいずれかの経路について、スロープ等で段差を解消している
- ② 段差の解消をしていない

※ 段差がない、あるいは段差解消機等を設置済みなど、スロープの必要ない構造となっている場合は「①」を選択してください。

※ **利用時のみ鉄板を設置する等、一時的に設置するものは除きます。**

※ 建物の出入口におけるスロープ等の整備状況は含みません。

※ 教室等とは、校舎においては普通教室、特別教室、多目的教室、少人数授業用教室、ランチルーム、職員室、保健衛生室その他これらに類する室を、屋内運動場においてはアリーナ、集会室、講堂（専用講堂を除く。）、武道場その他これらに類する室を指します。なお、バリアフリートイレ、エレベーター等の乗降ロビーを含みます（バリアフリートイレ、エレベーター等が設置されている場合）。

ii) **（１）v）要配慮児童生徒等の在籍状況において「①在籍している」と答えており、かつ、i）において「②」と答えた場合のみ、**ソフト面での対応状況について選択してください。

- ① 特別支援教育支援員等や教職員等による補助を行っている
- ② 鉄板等を設置し一時的に段差を解消
- ③ 要配慮児童生徒等の移動が生じない工夫
- ④ ソフト面での対応を行っていない
- ⑤ 補助は不要

iii) **i）において「②」と答えた場合のみ、**今後の整備予定について選択してください。

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定

＜建物の出入口から教室等まで＞

iv) **（２－２）i）において答えた建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路におけるスロープ等の整備状況について**選択してください。

- ① 建物の出入口から教室等までのいずれかの経路について、スロープ等で段差を解消している
- ② 段差の解消をしていない

※ 教室等のある全ての建物を対象として回答してください。

※ 段差がない、あるいは解消済みなど、スロープの必要ない構造となっている場合は「①」を選択してください。

※ **利用時のみ鉄板を設置する等、一時的に設置するものは除きます。**

※ 建物の出入口におけるスロープ等の整備状況を含みます。

v) **（１）v）要配慮児童生徒等の在籍状況において「①在籍している」と答えており、かつ、iv）において「②」と答えた場合のみ、**ソフト面での対応状況について選択してください。

- ① 特別支援教育支援員等や教職員等による補助を行っている
- ② 鉄板等を設置し一時的に段差を解消
- ③ 要配慮児童生徒等の移動が生じない工夫
- ④ ソフト面での対応を行っていない
- ⑤ 補助は不要

vi) iv) において「②」と答えた場合のみ、今後の整備予定について選択してください。

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定

(2-3) エレベーター等の整備状況

i) I. **(16) 階数において① 1階建て以外を選択した場合のみ**、当該学校施設におけるエレベーター等の整備状況について選択してください。

- ① 階と階の間の移動に必要なエレベーター等を1台以上設置している
- ② エレベーター等を設置していない

※ エレベーター等には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含めますが、その他の**簡易的な昇降機や階段昇降車は含みません**。

(平成18年12月15日付け国土交通省告示第1492号参照)

(参考)



簡易な階段昇降機



階段昇降車

※ **階と階の間の移動が出来るスロープ等**を設置する場合も、**エレベーター等を設置しているとみなします**。

※ ある建物で上下移動をする際に、校舎と屋内運動場が一体となっており、校舎を利用する際にも屋内運動場を利用する際にも共通してエレベーター等が利用されているなど、容易に利用可能な状況にある場合も「①」を選択してください。

※ 簡易な階段昇降機や、階段昇降車等の設置を妨げるものではありませんが、要配慮児童生徒等が在籍する学校においては、エレベーターの段階的・優先的な整備の検討をお願いします。

※ 簡易な階段昇降機や、階段昇降車を使用する際には、定められた使用方法に従い、必ず大人が同席するなど適切かつ安全に使用してください。

ii) (1) v) 要配慮児童生徒等の在籍状況において「①在籍している」と答えており、かつ i) において「②」と答えた場合のみ、ソフト面での対応状況について選択してください。

- ① 特別支援教育支援員等や教職員等による補助を行っている
- ② 簡易な階段昇降機の設置
- ③ 階段昇降車の整備
- ④ 要配慮児童生徒等の移動が生じない工夫
- ⑤ ソフト面での対応を行っていない
- ⑥ 補助は不要

※ 本調査において、簡易な階段昇降機設置及び階段昇降車を整備については、ソフト面での対応を行っているものとして取り扱います。

iii) i) において「②」と答えた場合のみ、今後の整備予定について選択してください。

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定

VI. 防災機能の整備状況等 ※昨年度調査（R6.11.29 付け6 高私助第20号）の調査3に該当します。
※私立幼稚園においてはこちらの調査は回答不要です。

本項は、**学校としての整備状況等**について、**該当する項目を選択**してください。

(1) 屋外便所の整備状況を選択してください。

※屋外便所とは、災害時に屋外から利用可能な常設のトイレを指します。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(2) 屋外便所の整備予定を選択してください。※ (1) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要（必要としていない）

(3) マンホールトイレの整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み

③ 未整備

(4) マンホールトイレの整備予定を選択してください。※ (3) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要(必要としていない)

(5) 備蓄倉庫の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(6) 備蓄倉庫の整備予定を選択してください。※ (5) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要(必要としていない)

(7) 自家発電設備の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(8) 自家発電設備の整備予定を選択してください。※ (7) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要(必要としていない)

(9) 防火水槽の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み

- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(10) 防火水槽の整備予定を選択してください。※ (9) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要（必要としていない）

(11) 耐震性貯水槽の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(12) 耐震性貯水槽の整備予定を選択してください。※ (11) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要（必要としていない）

(13) 防災井戸の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(14) 防災井戸の整備予定を選択してください。※ (13) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要（必要としていない）

(15) 避難所として利用可能な Wi-Fi の整備状況を選択してください。

- ① 整備済み
- ② 一部整備済み
- ③ 未整備

(16) 避難所として利用可能な Wi-Fi 防災井戸の整備予定を選択してください。※ (15) で「②一部整備済み」「③未整備」を選択した場合に回答)

- ① 令和7年度
- ② 令和8年度
- ③ 令和9年度
- ④ 令和10年度
- ⑤ 未定
- ⑥ 不要（必要としていない）

調査は、以上になります。

重要 各設問のチェック欄で、不備（NG）がなく、**全体のチェック欄**で全ての項目が「OK」となっていることを**確認してください。**